⑵未収入金		25		
貸倒引当金	△	13		
		12	12	—
⑶金銭の信託		220,511	220,511	—
⑷長期性預金		32	32	0
⑸投資有価証券		55,717	53,145	△ 2,572
満期保有目的の債券		55,717	53,145	△ 2,572
⑹未収財源措置予定額		137,500	137,469	△ 30
⑺破産・更生債権等		10		
貸倒引当金	△	7		
		2	2	—
⑻敷金・保証金		54	52	△ 1
⑼民間資金借入金		(37,000)	(36,969)	(△ 30)

（注１）負債に計上されるものは、（　）で示しております。

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：百万円）※百万円未満は切り捨て

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券				
売買目的有価証券				
国債	106,399	—	—	106,399
金銭の信託	—	220,511	—	220,511
資　産　計	106,399	220,511	—	326,910

⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

（単位：百万円）※百万円未満は切り捨て

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	954	—	—	954
政府保証債	—	11,672	—	11,672
未収入金	—	—	12	12
長期性預金	—	32	—	32
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	9,798	—	—	9,798
地方債	—	14,080	—	14,080
政府保証債	—	17,633	—	17,633
特別な法律により法人の発行する債券	—	10,590	—	10,590
社債	—	1,042	—	1,042
未収財源措置予定額	—	137,469	—	137,469
破産・更生債権等	—	—	2	2
敷金・保証金	—	52	—	52
資　産　計	10,752	192,573	14	203,340
民間資金借入金	—	36,969	—	36,969
負　債　計	—	36,969	—	36,969

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格によるものはレベル１の時価に分類しております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合は、レベル２の時価に分類しております。

未収入金

未収入金については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に準拠して貸倒引当金を設定しており、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した額に近似するため、当該価額を時価としてレベル３に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル２に分類しております。

長期性預金

長期性預金については、新規に同様の運用を行った際に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格によるものはレベル１の時価に分類しております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合は、レベル２の時価に分類しております。